

自転車のスマホ・酒気帯び運転 罰則強化について

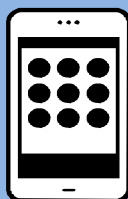


【荒尾署だより】

道路交通法の改正により、令和6年11月1日から自転車運転中の交通違反の罰則が強化されました。

運転中のながらスマホ

運転中にスマホを保持して通話や画像の注視する行為が罰則の対象となります。



【罰則】

- ・違反者
6月以下の懲役
又は10万円以下の罰金
- ・交通の危険を生じさせたもの
1年以下の懲役
又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転及び幫助

自転車の酒気帯び運転、酒類の提供や同乗、自転車の提供に対しても新たに罰則の対象となります。



【罰則】

- ・違反者
3年以下の懲役又は50万円以下罰金
- ・自転車の提供者
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・酒類の提供者・同乗者
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

令和6年県内及び荒尾警察署管内における交通事故情報

熊本県内				荒尾署管内			
※暫定値							
発生件数	負傷者	死者	重傷者	発生件数	負傷者	死者	重傷者
2945 (3312)	3628 (4140)	55 (37)	485 (507)	116 (110)	151 (131)	2 (1)	15 (23)

昨年の荒尾警察署管内における交通事故件数は前年より増加しました。

みなさんの心掛け1つで防げる事故は多くあります！
交通事故のない安全安心な地域をつくっていきましょう！！



荒尾警察署